

上尾伊奈資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会設置条例をここに  
公布する。

令和5年4月12日

上尾伊奈資源循環組合管理者 畠山 稔

上尾伊奈資源循環組合条例第35号

上尾伊奈資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会設置条例  
(設置)

第1条 組合が新たに建設する一般廃棄物処理施設等（次条において「ごみ  
広域処理施設」という。）の整備に係る必要な事項を調査審議するため、  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基  
づき、上尾伊奈資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会（以下「委  
員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、管理者の諮問に応じ、ごみ広域処理施設の整備方針等  
について調査審議するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、管理者が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 組合を組織する地方公共団体の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、管理者が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれ  
を定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を  
代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

(上尾伊奈資源循環組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 上尾伊奈資源循環組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(令和5年上尾伊奈資源循環組合条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(7) 上尾伊奈資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会委員  
別表第1に次のように加える。

7	上尾伊奈資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会	
	委員長	日額 6,400円
	委員	日額 5,200円